



困ったときはご相談ください
消費生活センター
(市役所 商工観光課)
☎56-4052
受付 月～金
9時～12時 13時～16時

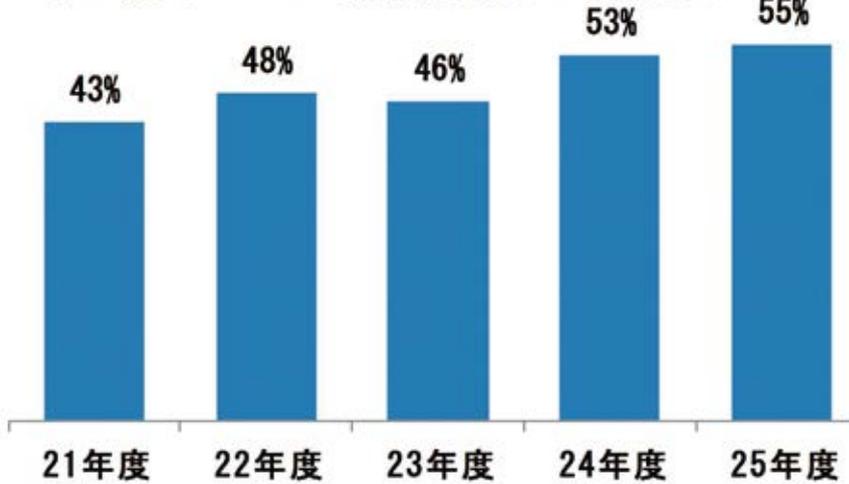
発行 城陽市
編集 商工観光課

お問い合わせは 消費生活センター(〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地 ☎56-4052 FAX52-3020)へ

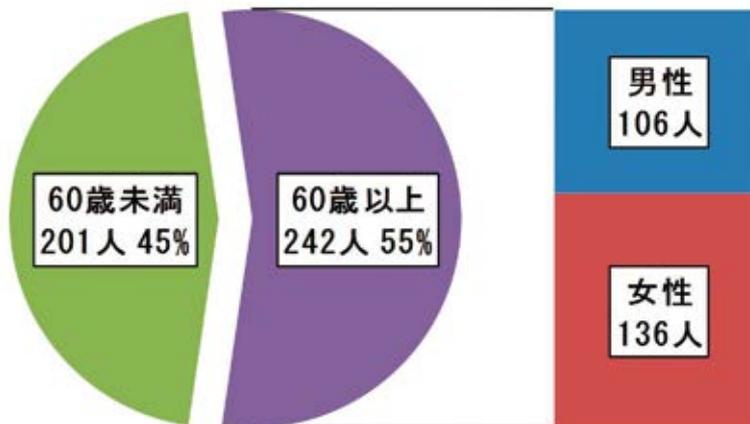
高齢者の消費者トラブルが増加

高齢者からの相談が相談総数の約半数を占めています！

【60歳以上の相談割合の推移】



【60歳以上の割合】平成25年度

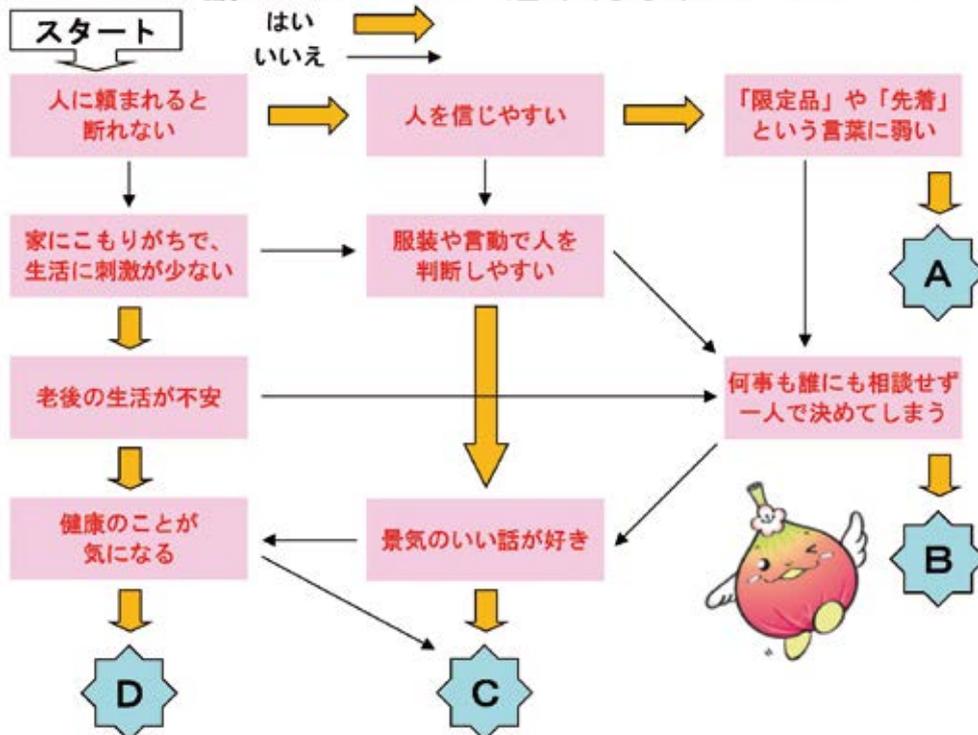


事例1 無料点検というのでみてもらったら...
1人暮らしの女性が、「屋根塗装工事をしてもらっている」と介護事業所のヘルパーに打ち明けた。
内容を聞くと、数日前、業者が訪問してきて、「屋根の無料点検をしますよ」と言うので見てもらったたら、「屋根に傷がある。もしかして雨漏りしていないか」と聞かれて不安になり、台所の天井にシミがあると聞いたところ、「台所の屋根の部分は直しておくが、全体の塗装をし直したほうが長持ちするので、今回は普段の額より安くしておく」と言われて契約したという。女性に値段を尋ねたら契約が高額な上、すでに工事が始まっている、どうしたものか。(介護事業所職員)

事例2 2階の雨樋の掃除
1人暮らしの高齢女性から、「雨樋の掃除の勧誘を了承したと打ち明けられた」と、介護ヘルパーから社会福祉協議会に連絡が入った。
高齢の女性宅に電話が入り、「2階の雨樋の枯葉を撤去しませんか。二千八百円です」と勧誘され、後日、掃除をしてもらうことを了承したという。すぐにご家族に連絡を取ったところ、当日、女性宅に来られることになったが、この業者は大丈夫だろうか。何か気をつけることはないか。(社会福祉協議会職員)



あなたが騙されやすい悪質商法をチェック！



- A SF商法(催眠商法)**
安売りなどの名目で人を集め、締め切った会場でタダ同然で日用品を配るなどして雰囲気盛り上げ、興奮状態にした後、目的の高額な商品売りつける商法。
⇒雰囲気にのまれないで！
会場へ行かない(近寄らない)のが一番！
- B 点検商法**
「点検にきました」と来訪し、修理不能・危険な状態・健康に悪い・期限切れなど、事実と異なることを告げ、必要のない新品や別の商品・サービスを売りつける商法。
⇒もっともらしさにご用心！工事済でも返金可能
- C 利殖商法**
「必ず儲かる！」「絶対に損はさせません！」などと誘い、外国為替証拠金取引・未公開株などを契約させる商法。
⇒甘い話に要注意！
一般消費者は絶対に手を出さないで！！
- D 健康商法**
訪問販売などで「あらゆる病気に効く」などと薬事的効果をセールストークに、健康食品などを販売する商法。
⇒過大評価は厳禁！購入は医師の指示に従って！

◎クーリング・オフクイズ

問1 クーリング・オフできないものは、どれでしょう？

- ①自宅に訪問され、購読することになった新聞
- ②街で声をかけられ、ついていった先のエステサロンで購入した美顔器
- ③デパートに行って購入した着物
- ④自宅に訪問され、2,980円の現金で購入した換気扇フード

問2 クーリング・オフできるものは、どれでしょう？

- ①インターネットを見て注文したスニーカー
- ②カタログを見て電話で注文した健康食品
- ③インターネットで探して注文した中古車
- ④訪問販売で購入した味噌

問4 クーリング・オフできる期間は、契約してから何日間でしょう？

- ①7日間
- ②8日間
- ③20日間

問3 クーリング・オフの通知をしますが、どれが適していますか？

- ①電話で伝える
- ②はがきを書いてポストに投函する
- ③はがきを書いて特定記録郵便で出す
- ④はがきを書いてコピーした後、特定記録郵便で出す



還付金詐欺にご注意！

9月に入り、宇治市や八幡市で、「市役所の国民健康保険の担当者だと名乗る人物から電話があり、国保料の還付があるので〇〇駅のATMまで来てほしい」「口座番号を教えてください」と電話を受けた、という相談が相次いで寄せられています。

市役所の職員が、電話で還付金があると告げてATMへ誘導したり、口座番号を聞き出すことはありません。このような電話は相手にせず、消費生活センターに相談してください。

(答)問1：③④ 問2：④
問3：④ 問4：②③※
※問4③ 内職商法、モニター商法、マルチ商法については、クーリング・オフ可能期間は20日間です。

インターネット料金が安くなる・電話料金が安くなるという勧誘にご注意！

大手通信会社の代理店を名乗る者から、電話料金やインターネット利用料金が安くなると勧誘を受け契約したが、思ったほど安くならなかったり、不要なサービスがあるので解約しようとしたら、高額な解約料を請求された、というトラブルが高齢者を中心に増加しています。

通信サービスを契約する際の注意点

光回線など通信サービスの契約は、電話勧誘販売や訪問販売でもクーリングオフ制度がありません。また、消費者が合意した場合には書面を交付せず、口頭で契約内容を説明することが可能です。

しかし、事業者から書面が送られてきて、それを返送してから契約が成立すると思っている消費者も少なくありません。口頭での説明と異なる内容や、覚えのないサービスを契約したことになっている場合もあり、「言った、言わない」のトラブルになりがちです。

大手通信会社の関係会社だと名乗られると警戒心が薄れ、つい話を聞いてしまいがちですが、勧誘時に契約内容をしっかり確認できない場合は、きっぱり断りましょう。

誰でもできる見守り活動

高齢者がトラブルに巻き込まれた場合は、少しでも早く消費生活センターにつないでください。難しく考えず、気軽にご相談ください。

◎誰でもできる見守り活動

- その1：身近な高齢者と日ごろからコミュニケーションをはかる！
- その2：見慣れない人が出入りしていないか？
見かけない車が頻繁に止まっていないか？
- その3：普段より表情が暗く考え込んでいないか？
- その4：見慣れない商品が家の中にあるか？
- その5：突然の電話におびえたり、あわてたりしていないか？

◎高齢者の様子の変化に気づいたら

- I. 声をかけましょう
- II. 何があったのか事実を確認しましょう
- III. 消費者被害にあっていたら、消費生活センターへの相談を勧めましょう

悪質商法撃退方法をゲームで学ぼう！

城陽市消費生活展11月3日(月)祝

10:00~16:00
(文化パルク城陽3F会議室)

悪質商法撃退ゲーム参加者募集中!

ゲームやクイズで悪質商法を学びましょう!

景品を多数
ご用意!

- ★ ロールプレイで学ぶ最近のトピックス (還付金詐欺・未公開株など)
- ★ 悪質業者にまけんぞうスゴロク (悪質業者への対処方法など)
- ★ ○×クイズ、『お帰りくださいうちわ(参加賞)』の紹介とまけんぞう音頭

協力：NPO法人 C・キッズネットワーク

～時間～ ☆1回目：11:00～12:30 ☆2回目：13:30～15:00

参加者先着優先受付：ご希望の方は、商工観光課まで ☎ 56-4018 (10月31日締切)